プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　償却原価に関する IFRS 第 9 号の適用ガイダンスの取入れに関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、償却原価に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の適用ガイダンスの取入れに関する検討についてASBJ事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. ASBJ 事務局による分析及び提案

（分析の対象）

2. IFRS 第 9 号は償却原価に関し、以下の適用ガイダンスを定めている。本資料では、これらの取入れに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

項	内容
B.24	総額での帳簿価額の定義：固定金利又は市場ベースの変動金利の永久債
B.25	総額での帳簿価額の定義：利率が逓減する永久債
B.26	総額での帳簿価額の計算例：金融資産
B.27	総額での帳簿価額の計算例：ステップ金利の債券

（B.24 項及び B.25 項）

IFRS の定め

3. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.24 項及び B.25 項は、次のとおり定めている。

IFRS 第 9 号の日本語訳
B.24　総額での帳簿価額の定義：固定金利又は市場ベースの変動金利の永久債 企業は時として、償却原価で測定することが要求されている負債性商品で、それについて発行体が総額での帳簿価額を返済する義務を有していないものを購入又は発行することがある。金利は固定の場合も変動の場合もある。当初の支払額又は受取額とゼロ（満期金額）との差額は、金利が固定又は市場ベースの変動金利として特定されている場合には、償却原価の算定の目的上、当初認識時に直ちに償却することになる

のか。 そうはならない。総額での帳簿価額の返済がないので、金利が固定又は市場ベースの変動金利として特定されている場合には、当初金額と満期金額との間の差額の償却はない。金利が固定又は市場ベースで、永久に支払われることになるので、償却原価（実効金利で割り引いた将来の現金支払の流列の現在価値）は、各期の総額での帳簿価額に等しい。
B.25　総額での帳簿価額の定義：利率が逓減する永久債 永久債の表面利率が時とともに減少する場合、総額での帳簿価額は各期の契約上の額面金額に等しくなるのか。 そうではない。経済的観点からは、この契約上の金利支払の一部又は全部が総額での帳簿価額の返済である。例えば、金利が最初の 10 年間については 16%、その後の期間についてはゼロ%と表示されているとする。この場合、契約上の金利支払の一部が総額での帳簿価額の返済となっているので、当初金額は最初の 10 年間で実効金利法によりゼロまで償却される。総額での帳簿価額は第 10 年度以後はゼロとなる。その後の期間における将来の現金支払の流列の現在価値はゼロである（その後の期間においてそれ以上の契約上の現金支払はない）からである。

分析

4. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.24 項及び B.25 項は、永久債に対する償却原価の定めの適用に関するガイダンスである。

5. 企業が永久債を保有している場合、その他有価証券として保有することとなると考えられる。この点、その他有価証券の評価及び会計処理は減損プロジェクトの対象外であるため、当該適用ガイダンスは取り入れないことが考えられる。

事務局提案

6. 本資料第 4 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.24 項及び B.25 項を取り入れないことが考えられるがどうか。

(B.26 項)

IFRS の定め

7. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.26 項は、次のとおり定めている。

IFRS 第 9 号の日本語訳

B.26　総額での帳簿価額の計算例：金融資産

IFRS第9号に従って償却原価で測定される金融資産の総額での帳簿価額はどのように計算されるか。

総額での帳簿価額は実効金利による利息法を使って計算される。金融商品に固有の実効金利は、当該金融商品の予想存続期間（又は、適切な場合には、それより短い期間）を通じての当該金融商品に関連したキャッシュ・フローを当初認識時の正味の帳簿価額に正確に割り引く金利である。この計算には、実効金利の不可分の一部である、受払いしたすべての手数料又はポイント、直接起因する取引コスト及び他のすべてのプレミアムとディスカウントが含まれる。

以下の設例は、実効金利法を用いた総額での帳簿価額の計算方法を例示している。A社は、残余期間5年の負債性金融商品をCU1,000（取引コストを含む）の公正価値で購入した。当該商品はCU1,250の契約上の額面金額及び年利4.7%の固定金利（CU1,250×4.7%＝年CU59の利息）を有している。この契約は、借手が当該金融商品を額面で早期返済する選択権を有しており、早期返済に対して何らのペナルティも課されないことも規定している。当初は、企業は借手が早期返済を行わないものと見込んでいる（したがって、企業は、早期返済要素の公正価値は当該金融資産の当初認識時には僅少であると判断する）。

金利の受取と当初の割引を帳簿価額に一定の金利で負債性金融商品の期間に配分するためには、年利10%の金利で割り増ししていかなければならないことを示すことができる。次の表は、各期間の負債性金融商品の総額での償却原価、金利収益及びキャッシュ・フローに関する情報を示している。

年度	期首の総額での帳簿価額 (a)	金利収益 (b＝a×10%)	キャッシュ・フロー (c)	期末の総額での帳簿価額 (d＝a＋b－c)
20X0	1,000	100	59	1,041
20X1	1,041	104	59	1,086
20X2	1,086	109	59	1,136
20X3	1,136	113	59	1,190
20X4	1,190	119	1,250＋59	－

20X2年の初日に、企業はキャッシュ・フローの見積りを改訂する。今度は、20X2年末に契約上の額面金額の50%が早期返済され、残りの50%が20X4年末に返済されると予想している。IFRS 第9号のB5.4.6項に従って、この負債性金融商品の20X2年度の総額での帳簿価額

が調整される。総額での帳簿価額は、企業が20X2年及びその後の年度に受け取ると予想している金額を、当初の実効金利（10%）で割り引くことにより再計算される。これにより、20X2年度の新たな総額での帳簿価額はCU1,138となる。修正額CU52（CU1,138－CU1,086）は、20X2年度の純損益に認識される。次の表は、見積りの変更を考慮に入れて修正後の、総額での帳簿価額、金利収益及びキャッシュ・フローに関する情報を示している。

年度	期首の総額での帳簿価額 (a)	金利収益 (b＝a×10%)	キャッシュ・フロー (c)	期末の総額での帳簿価額 (d＝a＋b－c)
20X0	1,000	100	59	1,041
20X1	1,041	104	59	1,086
20X2	1,086＋52	114	625＋59	568
20X3	568	57	30	595
20X4	595	60	625＋30	－

分析

8. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.26 項は、負債性金融商品の償却原価について、将来キャッシュ・フローの見積りの変更があった場合の適用を示すものであり、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項の適用に関するガイダンスである。

9. IFRS 第 9 号の実効金利法の定めの取入れに際し、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項については本プロジェクトに関する実効金利の定めとして取り入れる対象には含まれていない。このため、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項の適用に関する IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.26 項についても取り入れないことが考えられる。

事務局提案

10. 本資料第 8 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.26 項を取り入れないことが考えられるがどうか。

(B.27 項)

IFRS の定め

11. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.27 項は、次のとおり定めている。

IFRS 第 9 号の日本語訳

B.27　総額での帳簿価額の計算例：ステップ金利の債券

企業は時として、金利が債券の期間にわたって徐々に増加又は減少（ステップ金利）するよう事前に決定された債券を購入又は発行することがある。ステップ金利の債券がCU1,250で発行され、その満期金額がCU1,250である場合、この債券の期間中の各報告期間において総額での帳簿価額はCU1,250と等しいことになるか。

そうはならない。当初金額と満期金額との間の差額はないが、企業はこの債券の期間にわたって一定の満期利回り（すなわち、帳簿価額に対する一定の利率）を達成するために、実効金利法を用いて金利支払を配分する。

次の設例は、金利が債券の期間にわたって徐々に増加又は減少（ステップ金利）するよう事前に決定された債券について、総額での帳簿価額を実効金利法を用いてどのように計算するかを例示している。

20X0年1月1日に、A社はCU1,250の価格で債券を発行した。契約上の額面金額はCU1,250で、この債券は20X4年12月31日に返済される。金利は社債契約において、次のように契約上の額面金額の一定割合として規定されている。20X0年は6.0%（CU75）、20X1年は8.0%（CU100）、20X2年は10.0%（CU125）、20X3年は12.0%（CU150）、20X4年は16.4%（CU205）である。この場合、将来の現金支払の流列を満期まで正確に割り引く金利は10%である。したがって、現金金利支払は、各期の総額での帳簿価額の計算の目的上、当該債券の期間にわたって再配分される。各期間において、期首の総額での帳簿価額に10%の実効金利を乗じて総額での帳簿価額に加算する。各期間の現金支払は、すべて最終数値から控除される。したがって、各期の総額での帳簿価額は次のようになる。

年度	期首の総額での帳簿価額 (a)	金利収益 (b＝a×10%)	キャッシュ・フロー (c)	期末の総額での帳簿価額 (d＝a＋b－c)
20X0	1,250	125	75	1,300
20X1	1,300	130	100	1,330
20X2	1,330	133	125	1,338
20X3	1,338	134	150	1,322
20X4	1,322	133	1,250＋205	－

分析

12. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.27 項は金利が債券の期間にわたって徐々に増加又は減少する場合の償却原価の適用を示すものである。

13. IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.27 項は、債券のクーポンと実効金利が異なる場合に償却原価がどのように計算されるかについてのガイダンスを示しており、審議事項(2)-3 第 9 項において修正を提案している移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」設例 4（満期保有目的の債券の会計処理に関する設例）と内容が重複すると考えられる。このため、当該適用ガイダンスは取り入れないことが考えられる。

事務局提案

14. 本資料第 12 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号適用ガイダンス B.27 項は取り入れないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 2 項から第 14 項に示した ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上